

「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会」(第7回)議事録

日 時：平成27年2月24日(火) 9:29~11:04

場 所：中央合同庁舎第4号館4階第4特別会議室

佐藤座長 大体時間になりましたので、第7回「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会」を始めさせていただきます。

お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、一ノ瀬委員、稲垣委員、尾崎委員、樋口委員が御欠席です。

本日の検討会の進め方ですけれども、まず、今月11日に読売新聞主催、内閣府などの後援で開催されましたライフデザインフォーラムについて、基調講演をされた齊藤委員より御紹介させていただきます。

また、内閣府では、地域少子化対策強化交付金を活用した事業で他の自治体の参考になる取組の全国への水平展開、横展開をするためのブロックごとのフォーラムを開催しています。このフォーラムで紹介されました地方自治体の取組例について事務局から紹介させていただきます。

最後に、今日の中心的な議題ですけれども、少子化社会対策大綱策定に向けた提言の取りまとめに向けて御議論いただければと思いますので、よろしくお願いします。それにあわせて、先日実施された国民からの意見募集結果を御説明いただければと思いますが、前回の議論を踏まえた修文について、その際、事務局から御説明させていただければと思います。その後、提言の取りまとめ(案)について意見交換をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

カメラの撮影はここまででお願いしたいと思います。

(カメラ退室)

佐藤座長 では、議題に入る前に事務局から資料の確認をお願いします。

吉田参事官補佐 本日の資料をお手元に議事次第以降ですけれども、資料1としまして、提言(案)。資料2としまして、意見募集の結果。資料3としまして、齊藤委員提出資料。資料4としまして、内閣府提出資料。また、参考資料としまして、前回、第6回検討会における主な意見をつけさせていただいております。また、吉田委員から東洋経済臨時増刊「WORK AGAIN」について皆様のお手元に机上配付させていただいております。

以上、資料の不足等がございましたら事務局のほうにお申しつけください。

佐藤座長 よろしいですか。

それでは、先ほど御説明しましたように、齊藤委員が基調講演され、白河委員もパネリストとして参加されたライフデザインフォーラムについて、齊藤委員から御紹介いただければと思います。

齊藤委員 ありがとうございます。

では、資料3に沿って御報告させていただきます。

資料3を見ていただきますように、2月11日に読売新聞社主催で、後援として内閣府、文科省、厚労省に入ってください、協力としては日本産科婦人科学会等の各学会に協力していただき、このフォーラムを開かせていただきました。

このフォーラムは「未来のチカラを生み出そう」というタイトルのライフデザインフォーラムでございます。皆さん、特に若い方々に妊娠・出産にかかわる正しい知識を知っていただきたいということを目的に行いました。有村大臣からオープニングスピーチをいただいた後、基調講演をさせていただきました。

内容に関しましては、この検討会の第3回でもお話をしたような内容です。次にスライドの原図をつけておりますけれども、内容はこの間、お話ししたような妊娠には男女とも適齢期があり、それは20代だということをお話ししてきました。会場には20代をはじめ、多くの若い方々に来ていただきまして、なかなか有意義なフォーラムになったのではないかと考えております。ただ、皆さん、ああ、知らなかったと言っていたのですけれども、逆に、ああ、こんなの知っているよと言っていたくような社会をつくっていかねばいけない。すなわち、教育やいろいろな機会をつかまえて、若い方にもっともっと知っていただくようなシステムの構築をしていかねばいけないのだなということもまた感じさせていただきました。

一緒にお話をいただいた白河さんからも一言よろしく願いいたします。

白河委員 パネリストとして参加させていただきました白河です。

パネルディスカッションのほうは、先生の講演は皆さん静粛に聞くという感じで、正しい知識ということで、やはり本当に知らない方が多いのだなということで、こういったことをもっともっと広めて、しかも、早いうちから広めていくのは本当に大事なことだと思います。特に妊娠適齢期を知っていると出産年齢が2.3歳早まるということですので、こういった機会はいろいろな地方で設けるほうがいいのではと思います。

私のほうからは、そういった正しい知識を踏まえ、それではライフプラン、特に女性の場合、働き方、キャリアプラン、パートナーとか、地域との連携、これからは核家族だけが子育てをするのではなく、地域と一緒に子育てをしていくとか、保育士さんの方などもいらしていたので、そういったお話をさせていただきました。

今後このようなことがあちこちで開催されると思いますが、いらしてくださる年齢が結構幅広いのです。私と齊藤先生の講座は大学に出向くことが多いので、そのときは年齢がそろっているのですが、幅広く、また既婚の方も未婚の方もいらっしゃるの、いろいろな年齢のいろいろな状況の方がいるということを留意しつつ、若い世代には本当になるべく早くということ伝えていくのが非常に大切なのだなということをお客様たちがうなずいたり、時には笑いが起きたりしながら和やかに進められたことを見ながら、こういった場の大切さ、それから場だけですと来る人数に限られますので、例えば今回のように協力があれば新聞紙面などにも載るとか、様々な伝え方が本当に大切になっていくの

だなどということが実感できた場でした。このたびは一緒にパネルに参加させていただきまして、本当にありがとうございました。

佐藤座長 どうもありがとうございました。

齊藤委員、白河委員の御説明にもう少しここはということがあれば。

若い方にたくさん集まっていたいただいたということで、よかったかなと思います。

よろしいですか。

どうもありがとうございました。

続きまして、先ほど御説明しましたように、内閣府の地域少子化対策強化交付金を活用した自治体の取組例について事務局に少しまとめていただいていますので、それについて御説明いただければと思います。

上村企画官 それでは、私のほうから地域少子化対策強化交付金の活用事例、取組例について幾つか御紹介いたします。

資料4を御覧ください。

表紙をおめくりいただきますと「地域少子化対策強化交付金活用事例フォーラムについて」とございます。

この交付金は、これまで47都道府県244市区町村で事業を実施済みあるいは実施中でありまして、私どもといたしましては、各自治体においてこの交付金を活用している少子化対策事業について、その取組事例を報告し合うことによりまして、好事例の横展開を図り、少子化対策を加速させたいと考えまして、ブロックごとに活用事例フォーラムを開催するよう自治体に呼びかけまして、資料にございます6か所で開催されることになりました。

本日は、開催済みのフォーラムで紹介されました事例の中から、時間の関係もありますので、1枚おめくりいただいたところがございます2ページ目でございますが、3つの事例を簡単に御紹介いたします。

各フォーラムで各県が用意された資料を付しておりますので、資料の様式がそろっておりませんが、御容赦ください。

まず、3ページ目、秋田県の事業でございます。「パパ・ママの職場へようこそ」推進事業というものでございます。

4ページ目、事業内容ですが、企業による仕事と育児・家庭の両立支援の実践のために「従業員の子どもを職場に招く『子どもお仕事参観日』の開催」というものを促進するというものでございまして、子供のキャリア教育としてこういうことを実施する例は結構あるようでございますけれども、これは少子化対策として、両立支援として行うものでございます。

なぜ両立支援につながるのかでございまして、経営者や管理職・同僚が従業員の子供と触れ合うことで、お互いに大切な家族があり、助け合うことの必要性を再認識できる、実感できるということで、このことが両立支援に対する機運の醸成につながるということでございます。

5 ページ目を御覧ください。

実施例の1つ目でございます。こちらにつきましては、業種は建設業でございますが、実施内容でございますが、朝、まず、集合・挨拶、記念撮影等がありまして、工事内容の説明ですとか、建設機械への試乗、パパ・ママへのメッセージづくり、メッセージ贈呈、お昼を食べて終了と午前中で終わる流れだったそうでございます。

6 ページを御覧ください。

写真がございますけれども、このような感じで、子供ですので、お仕事の内容を紙芝居で説明したり、パパと一緒に重機に試乗したりですとか、そういうことが行われたということでございます。

参加者からの感想でございますが、従業員からは、同じ年代の同僚に子供がいることは知っていましたが、会うのは初めてでしたということで、実際に同僚の子供を見て実感が湧いたということございまして、これからは職場でも父親同士で子育ての話がしやすくなりそうですといった感想があった。職場の方からは、会社にとって若い力は大切です。長く働いてもらうためにも、日ごろから風通しがよく、話しやすい環境づくりを心がけていますといったことですとか、下ですけれども、社員の定着のためにも、ベテランが若手をサポートするなどしていますという感想が聞かれたということだそうです。

7 ページ目を御覧ください。

実施例の2つ目でございます。こちらは製造業でおみそとかしょうゆをつくっている会社だそうです。

こちらの実施内容につきましては、まず、集合・挨拶の後、みその木おけの見学ですとか、お仕事体験、パパ・ママへのメッセージづくり、メッセージ贈呈・記念撮影という形で行われたということでございます。

8 ページ目を御覧いただければと思いますけれども、やはり写真ございまして、子供たちがみそのパック詰めを体験したり、しょうゆの瓶詰めと商品シールを貼るのを体験したりといったことが行われたということでございます。

感想といたしまして、従業員からは、子供が興味を持っていたので、私の仕事を見せられてすごくよい機会でしたといった声ですとか、職場のほうからは、家族に職場を理解してもらうことは大事ですねといった声ですとか、下ですけれども、参加した子供たちがかわいくて、とても楽しい一日でした。みんなパパ・ママを頑張っていると思うとこちらも応援したくなりますねということで機運醸成が図られたかなといったところでございます。

次の9 ページを御覧ください。

2つ目の栃木県の事業でございます。

こちらは「とちぎ不妊対策シンポジウム」というものでございまして、左上「地域の実情と課題」のところでございますが、不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数は年々増加傾向にある。また、不妊専門相談センターにおける相談件数も増加傾向にあるということなのですが、課題といたしまして、不妊治療をする方は性のサイクルにあわせて治療

をしていくので、仕事をされている方は、仕事と治療の両立に悩むことが多くて、職場の理解が求められているということで、今回、不妊対策シンポジウムを開催しようということになったということでございます。

右の「事業の特徴」でございますが、少子化や不妊対策の関係は、保健福祉部局、少子化担当の部局ですが、単独で実施されることが多かったところでございますが、こちらは「不妊治療と仕事の両立」がテーマですので、県庁内の労働部局とタイアップして開催した。広く企業におけるサポート体制の整備等について普及啓発を図るといったところが特徴的だったかなということでございます。

下の「事業の概要」のところを御覧いただければと思いますが、シンポジウムは今年の1月11日に開催されたということございまして、参加者が一般県民と事業所関係者、企業の関係者ということで150名。まず冒頭に産婦人科や男性不妊専門医による基調講演がございまして、産婦人科医、事業所関係者、不妊治療経験者、不妊専門相談員の4名のパネルディスカッション。厚生労働省から職員を呼んで、妊娠・出産・育児に関する制度の説明も行われました。また、その関連団体や企業による各種ブースの設置もありまして、男性不妊専門医や助産師による不妊相談も行われたということでございます。

「期待される効果」のところでございますが、このようなシンポジウムの開催によりまして、事業所関係者の不妊治療への理解が深まりまして、治療している方が休暇を取得しやすい職場環境ですとか、雰囲気醸成される、あるいは不妊専門相談センターや助成事業等についての啓発につながるということが期待されるということでございます。

次のページにこちらのシンポジウムのチラシのコピーを付してございますので、御参考までということでございます。

3つ目でございます。12ページを御覧ください。

今度は佐賀県の取組でございまして、「さが企業子宝率調査事業」というものでございまして、これは渥美委員もかかわっていらっしゃるものでございますが、「地域の実情と課題」のところでございますが、ほとんどの企業が育児・介護休業法を遵守しているけれども、法制度が積極的に活用されるとまでは言いがたい。また、小規模な企業が多いために、制度を整備するだけでは実質的な取組につながらないということで、課題として、制度面と企業風土（経営者の考え）の両方向からアプローチしていく必要があるということで「事業の特徴・先駆性」のところでございますが、『企業子宝率』という指標を用いまして、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を定量的に評価する。『企業子宝率』の上位50社につきましては、取組内容のヒアリングのため、また、下位100社につきましてはモデル企業のノウハウ紹介のために直接訪問するといったものでございます。

「事業の概要」のところでございますけれども、『企業子宝率』が高く、かつ、子育て支援の取組が評価できる企業を「子育てモデル企業」として表彰いたしまして、子育てモデル企業の取組内容を県のホームページですとか、地元紙、パンフレット等々で紹介するというものでございます。調査でございますが、対象は県内に事業所がある常用雇用者数10

人以上の企業を抽出して調査したということをごさいます、調査期間は昨年9月から10月にかけて。一次調査といたしまして対象企業へ調査票を郵送して行いまして、二次調査で一次調査による企業子宝率上位50社に対しまして、子育て支援の取組内容等について対面調査したということだそうです。調査結果については今月下旬ごろに公表を予定しているということをごさいます。

次のページに調査票を御参考までに付しておりますけれども、14ページ目にはアンケートがございまして、育児・介護休業法の義務内容を就業規則等で制度化しているかどうかあるいは子育て中の従業員に配慮した独自の制度があるかどうか等々を聞いたということをごさいます。

簡単ではございますが、私のほうからは以上でございます。

佐藤座長 どうもありがとうございました。

3つの県の3つの事例を御紹介いただきましたけれども、もう少し説明なりを伺うことがあれば。

いいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、少子化社会対策大綱の策定に向けた提言の議論に移りたいと思いますが、まず最初に、国民からの意見募集を実施していますので、その内容について取りまとめたいただいています。それについてまず、御説明いただければと思います。

宮本参事官 それでは、資料2「少子化社会対策大綱の策定に向けた提言（案）に関する意見募集の結果」に基づきまして御説明させていただきます。

まず、募集内容ですが、少子化社会対策大綱の策定に向けた提言（案）に関する御意見ということで、平成27年1月30日から2月8日までの10日間、意見募集をさせていただきました。

お寄せいただきました意見は、延べ45件です。

いただいた意見につきまして、提言（案）の骨子に沿い分類しております。順次御説明させていただきます。

まず、「少子化の現状と展望」に関するものです。少子化問題は、安全保障問題でもあり経済問題なのだという認識を持つことという御意見がありました。

続きまして、「基本的な考え方～少子化対策は新たな局面へ～」の「1 早期・集中的に少子化対策を進める」の部分です。

1点目といたしましては、子供を生み育てることのインセンティブになるような実効性のある施策を望むという御意見がありました。

2点目といたしましては、子供イコール負債であるとのマインドが浸透している。子供は家族のみならず地域や国の大切な資産であるということが一目でわかる集中的かつインパクトのある支援策が必要ということです。特に教育に重点投入すべき。少子化対策は今が最後の機会。持続的かつ安定的な支援策を即時実行することを望むという御意見があり

ました。

3点目といたしまして、少子化社会対策は、第2次ベビーブーム世代に向けて、優先的に取り組んでいただきたいということです。

「2 ライフステージの各段階に応じ、一人一人を支援する」の部分です。

1点目といたしまして、夫婦ともに大学院卒で就職した場合には、平均初婚年齢の30歳では、まだ2人とも新卒5年目程度。経済的に共働きが必要だが、核家族で夫婦ともにフルタイム勤務で点数が満点でも認可保育園に入れず人が増えている。こういう若年の共稼ぎ世帯のモデルケースについて記載してほしいということでした。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目です。

「4 社会全体で行動し、少子化対策に取り組む」についてですが、少子化対策を社会全体として推進するためには、個々人がこの問題についてしっかりと認識・自覚することが重要。個々人が家庭・職場・地域等のそれぞれの立場においてどのように取り組んだらよいか、具体的な策を提示されることを期待とあります。

続きまして、「重点的に取り組む課題」の「1 子育て支援施策の一層の充実」です。待機児童問題の解決を重点とすべきという御意見がありました。

「2 若い年齢での結婚・出産についての希望が実現できる環境の整備」です。

1つ目の意見と2つ目の意見はともに、若者の収入が少ないことを問題としております。

1点目ですが、少子化の原因の主要なものは、若者の非正規労働化や格差拡大などにより、若者は金がなく結婚できないとあります。

2つ目の御意見といたしまして、一番の問題は、若年層が生活していけるだけの収入が得られない。結婚、さらに子育ては夢のまた夢であり、諦めている現状とあります。少子化社会対策大綱に、若者支援、特に様々な困難を有する若者に対する支援を盛り込むことを求めるとあります。

3点目といたしましては、新卒から結婚まで貯蓄ができるよう、かつての会社寮に相当するような国の宿舍の整備も検討すべき。

4点目といたしまして、若者が結婚に向かわない、なぜ晩婚化しているかの理由につきましては、子供が独立するまでの費用が高過ぎるから。生まれてすぐまでのところの補助では不十分ではないかという意見があります。

最後の御意見といたしましては、平均初婚年齢が30歳近いため、3人以上の出産をするのは困難。晩婚化対策の検討を重要項目とすべきという御意見でした。

「3 子育て支援における多子世帯への一層の配慮」です。多子世帯につきましては大変たくさんの御意見がありました。

まず、1点目ですが、多子世帯にとっての不安についての御意見です。多子世帯にとっては、育児の不安と経済的な不安が常にある。どちらかに重点を置けば、どちらかの不安が高まる。多子世帯が不安なく子供を育てる環境づくりが少子化の問題を解決する一番の近道とあります。

3 ページ目です。

多子世帯は、経済的な不安、働いているため、保育園に入れるかの不安が大きいということです。真ん中あたりですが、いろいろな大人が自分の子供を見てくれることが大切ではないか。地域での御縁をつなぐことのほうが母たちは働くための壁が低くなるのではないかという地域の役割についての御意見があります。

3 点目です。多子世帯への支援、是非実行していただきたいと強くお願いする。負担は増えるばかりです。

4 点目です。第 3 子以上の家庭への支援の拡充。テレビなどの広告で親子づれや家族の場面で両親と子供 1 人か男女 2 人の子供の映像が多過ぎるとい御意見があります。

次は、3 子以降の経済的配慮をお願いしたい。

第 3 子への支援を早く実現してほしいという御意見があります。

次です。多子世帯にとって現状で一番必要としているのは経済的な支援です。具体的な策といたしまして、固定資産税の減免、自動車税の減免、厚生年金、国民年金の支払いの減免、特に 3 人以上の子供がいる家庭に税制上の優遇措置や大学授業料の減免などが望ましい。「3 人目を生まなければ逆に損する」ぐらいの政策の検討をということです。

次から 3 つは手当についての御意見です。

所得に応じた子供手当を再度取り入れるほうがよい。子供 1 人に 5 万円程度の子供手当が 6 歳ごろまで出れば、収入が低い若い世代でも、結婚・出産することで生活ができるという考えが持てるのではないかという御意見があります。

次は、子育て手当を第 3 子以上に特に厚くすることで出生率向上が期待できると思うということです。

次が、第 3 子以降の出生に限定した育児資金前渡し金制度の創設。財源は「日本再興国債」の発行ということです。

1 枚おめくりいただきまして、4 ページです。

抜本的な第 3 子支援の例として、子育て支援金年 100 万円、大学等の無償化など、コストパフォーマンスを考える若者の意識を具体的に劇的に変えることが必要とあります。

次の御意見は、大学についてでして、子供 3 人世帯の子供は大学無料を御意見としていただいております。

次は、住宅施策についての御意見です。

多数の子を産んだ場合の住宅補助等は国家がやる役割。3 人目以降の一戸建て購入補助、引っ越し補助、学費の補助。都会や集合住宅では子供をたくさん産める環境ではないので、固定資産税を都心部では高くし、郊外では安く設定するとかの政策誘導もすべきとあります。

次の 2 つの御意見につきましては、税・社会保障に関する御意見です。

扶養控除の復活ほか税制上の優遇措置が必要。独身または子供のいない家庭に経済的負担はお願いすべき。子供のいる家庭に子供の人数に応じて所得税、住民税等の軽減が図れ

るような税制を導入すべき。

次の御意見ですが、子供を産み育てて社会保障に貢献するか、たくさん税金を納めて社会保障に貢献するかは選択の自由であるが、どちらでも全員が社会保障を支えるような政策が必要。そのために所得税の引き上げ、多子世帯への減免制度を創設すべき。

最後の意見です。子供を産み育てることにより親あるいは親の雇用主が利益を得るような政策が必要。法人税の優遇についての御意見もあります。

「4 男女の働き方改革」についてです。子供を持って働きやすい社会、長時間労働を前提としない、男性も女性も働き、育児や家事を担える社会となるような働き方の見直しをさらに進めていただきたい。

「5 地域の実情に即した取組の強化」です。各自治体に実態の把握調査をしてもらって見直しも含めて有効かつ具体的な施策につなげていただきたいという御意見がありました。

「ライフステージの各段階に応じた支援」のまず「1 教育」です。

1点目といたしましては、男女とも妊娠・出産などの知識を持つだけでなく、自分の将来像を描ける教育として反映させることが大事だという御意見がありました。

1枚おめくりいただきまして、5ページです。

「妊娠適齢期等に関する正しい知識を教育の中で提供する」ことは重要。正しい情報が行き渡るような方途を検討していただきたいとありました。

次に「2 仕事」についてです。

1日6時間週5時間（残業禁止）特区の創設を盛り込んでいただきたい。

次の御意見は、東京であれば、高所得者層では長時間労働、低所得者層における生活苦の両方が問題となっている。長期的に労働法制の抜本的改正を検討。再就職を容易にするような人材育成上の配慮、教育上の配慮が必要という御意見がありました。

「3 結婚」の部分です。

夫婦の子供の数がほぼ「2」であるのに対して出生率が上がらないのは未婚化が原因であることは明らか。機会の創出とともに、結婚へのインセンティブとなるように、配偶者控除の廃止ではなく控除額を引き上げるあるいは家族単位の税制にするなどの方法も検討が必要とあります。

次の御意見といたしましては、中学・高校の同窓生との出会いの場を持てるような制度を整備してはどうかという御意見がありました。

「4 妊娠・出産」です。

まず、子供を産む適齢と出産しにくい年齢の苦勞をしている声を広めるべきとありました。

2点目といたしましては、出産にはライフプランの中でのタイミングがあり、避妊・不妊治療の双方の充実が求められるという御意見がありました。

3点目といたしましては、女性が安心して妊娠・出産できる環境が整っているとは言い

がたい。学生が出産する場合についての御意見がありまして、学生が出産する場合の産休・育休も、託児施設も十分な制度がない。妊娠・出産を理由の解雇は違法であることの周知が徹底していない。さらに、妻が妊娠中の夫の転勤も希望により控えるようさらなる企業努力が必要という御意見がありました。

1枚おめくりいただきまして、6ページです。

次は、出産・子育て等に必要な費用は、基本的に社会を代表して国または地方公共団体がすべて負担すべきである。また、必要な労務についても、国または地方公共団体がこれを行う親に対して十分な額の賃金を支払うべきという御意見です。

次は、受動喫煙、禁煙の被害から次世代を担う子供や、妊産婦、若い人たちの健康を守るべきという御意見があります。

次の御意見は、IT電子通信機器による生活空間の電磁波環境についての御意見があります。

「5 子育て」についてです。

まず、待機児童が多いことについて、準保育士をなくす、保育士の給料を上げる、保育園と老人ホームなどを合体させる。子育てにかかる負担金を国が負う。せめて義務教育にかかるお金はなくしてほしいという御意見です。

次の御意見は、保育士の待遇改善策を策定することを大綱に盛り込むべき。

次の御意見は、ゼロ歳から2歳は保育士1人に対し子供3人しか見られない。コスト的に考えて自分で基本的に見るべき。疲れたら簡易に預けられる仕組みを構築する。その期間の育児補助金5万円を配るとい御意見があります。

次の御意見は、専業主婦が理想のライフコースとする女性が増えている。多くの女性が望むように、小さいうちは家庭で子育てができ、さらにはその後も教育費などがかからず、家庭で母親の役割を果たせるような施策が必要という御意見です。

次は、子の看護のための休暇についての御意見です。こちらの休暇は無給なので、結局ないようなもの。有給の中でやりくりをしなくてはならないという御意見です。

次の御意見は、三世代同居・近居についての御意見です。三世代同居・近居を進めるためには、まず、地方の雇用創出を先に取り組む必要があるということです。

次の御意見は再掲ですので割愛させていただきます。

次の御意見は、子供が増えるに従って児童手当を多くする。年少扶養控除を復活するn分のn乗方式のような税制を導入する、子供がいる人の介護保険料を低くすることなどが子育てへのインセンティブになるのではないかという御意見です。

1枚おめくりいただきまして、7ページです。

「社会・地域・企業における取組」の「1 妊婦、子供や子育てに温かい社会・地域づくり」に関するものです。

1点目といたしまして、親になったとき、働きながら、安心して子育てができる社会環境づくりが必要。

2点目といたしまして、職場・社会全体が、子育てをする人に温かく支援をするという雰囲気づくりが必要。

3点目といたしまして、子供がいなくても、子供が育ちやすい環境になるよう願っている。子供を持たない人たちがどのように少子化対策に協力できるかを具体的に提示していただきたいということです。

「2 地域における少子化対策」です。

自治体の独身率、男女比率、年齢層、残業率、有給消化率を調べて公表、雇用環境の一環としての企業努力を促すべき。

うまくいっている自治体のやり方を見習うように地方に予算配分を考えるべきという御意見です。

「3 企業の取組」です。

企業内託児所の設置目標や設置企業への優遇策、人員養成支援を検討してほしい。それから自治体と同じですが、企業の独身率などを公表して、企業努力を促すべきとの御意見があります。

「5 ワーク・ライフ・バランス」についてです。

まず、すべての子供が小学校に上がるまでは異動の配慮を会社においてできる環境づくりをお願いしたい。

2点目は、子づくり世代の残業時間を45時間以内となるように労働環境を見直すべき。

3点目が長時間労働こそが少子化の大きな原因。社員の残業時間の増大が少子化につながるのであれば、徹底的に見直していただきたいということです。

最後が労働時間だけでなく通勤時間も加味した議論を望みますとあります。

8ページでございます。

「少子化対策のその先に向けて」のまず「1 目標・フォローアップ」です。

国民の結婚・出産への希望そのものが高まることも視野に入れて取り組むことを目標として追記してはどうか。目指すべき国の姿として「1億人程度の人口規模の国」という点を示してはどうか。

2点目といたしまして、あくまで「結婚」「出産・育児」を希望する方に対して、障壁を除き、様々な支援をしていくという姿勢にとどめるべきであるという御意見です。

3点目が、個々の施策によって結婚・出産に対する希望を実現できたと感じているか、希望が高まっているかといった国民の意識を踏まえた施策に反映することが重要とあります。

「2 少子化対策予算の拡充」です。

1点目といたしまして、家族関係支出対GDP比3%といった具体的な数値目標を掲げてはどうか。高齢者向けの歳出の効率化・適正化といった具体的な財源捻出方法について言及してはどうか。

2点目といたしまして、高所得者でありながら子供のいない既婚者から財源を確保し、

子供のいる世帯を援助してもらうことが望ましいのではないか。

ひとり暮らしや子供のいない世帯などは、子供のいる世帯に対して多く税金を納めるようにすべき。

「独身税」の導入の提案。結婚世帯・子育て世帯に還元。独身のうちに支払った税金は、自分が結婚し、子供を持つと必ず返ってくるという実感が持てる仕組みが必要ではないかということがあります。

「その他」といたしまして、移民政策についてそれぞれ反対と賛成の御意見があります。最後に少子化対策は不要。それより税金の無駄遣いをやめるべきという御意見がありました。

御説明は以上です。

佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、前回までの議論あるいは先ほどの国民からの意見募集の内容等を踏まえて事務局で提言（案）を新しく修正したものを用意していただいていますので、それについて御説明いただいて意見交換としたいと思いますので、御説明いただければと思います。

宮本参事官 資料1と参考資料に基づきまして、御説明させていただきます。

参考資料は前回、第6回の検討会における主な意見をまとめたものです。

資料1「少子化社会対策大綱の策定に向けた提言（案）」は、前回からの御意見などを踏まえまして、それから、その後事務局に寄せられました委員の先生方の御意見などを踏まえまして、修正したものです。

既に先生方に資料を送付させていただいておりますので、修正点を中心に御説明させていただきます。

1ページ「少子化の現状と展望」です。

3行目、安心して子供を生み育て、子供を健やかに育てることが難しくなっているという現状認識を入れています。

その下、2パラ目の下から最終にかけてまして、少子化の厳しい現状について追記しています。具体的には、2060年には人口が8,700万人程度になるなど、2060年の姿を真ん中あたりに記載しております。

次のパラグラフは、人口減少でどのような影響があるか。例えば2020年ごろに予測されている年60万人の人口の減少は、毎年人口が0.6%減少すること。2040年来以降の毎年100万人程度の人口減少は、毎年人口が1%以上減少していくことを意味するというを追記しています。

最後のパラグラフは、人口減少が地域に深刻な影響を与えるということを記載しています。地域によって既に人口減少・高齢化が進んでおり、中山間地域などでは、過疎化、高齢化、孤立化といった深刻な事態を引き起こしているところもあるとしております。

国土交通省がまとめております「国土のグランドデザイン2050」によりまして、人口減少はこのまま進むと2050年には、現在、人が住んでいる居住地域のうち6割以上の地域で

人口が半分以下に減少し、さらに2割の地域では無居住化すると推計されているという点を追記しています。

2ページ、全国知事会が「少子化非常事態宣言」を出されておりますので、その少子化非常事態宣言についても記載しております。

次のパラグラフは、現役世代の負担についての記載でして、高齢化が進む中、2060年には生産年齢人口と高齢者の割合が1.3対1になる。将来に向けて現役世代の負担が大きくなることを見込まれる。少子化は人口構造として積み重なっていくものであり、現在の少子化が将来の現役世代の減少や総人口の減少につながるということを記載しています。

次のパラグラフも追記してまして、このように少子化は将来の経済や市場規模の縮小につながるといった点を記載しています。

3行目、また、少子化は我が国全体あるいは地域の人口や人口構造に直結する課題であり、今や、あらゆる制度・システムを検討する上で「要」となる問題となっているという部分を記載しています。

その下のパラグラフの4行目あたりに、我が国の出生率は1.8程度の水準まで向上するという点ですけれども、このあたりにつきまして、注として下に注書きを入れてあります。全体的にわかりにくい文言の部分につきましては、注書きを入れてあります。

次のパラグラフ「少子化対策は待ったなしである」。この部分ですけれども、直ちに取り組むことが必要ということで、直ちに取り組むことを追記しております。

最後の行、危機感だけでなく将来についてもということでして、「少子化危機は、解決不可能ではなく、克服できる課題である」という部分を追記しております。

3ページ目「基本的な考え方～少子化対策は新たな局面へ～」の「1 早期・集中的に少子化対策を進める」という部分です。

ここの3行目、右のほうから「結婚や出産についての個人の選択を尊重しつつ」という部分を追記しております。

次のパラグラフの最後から3行目、「その際には、フランスなど出生率の回復に成功した諸外国の取組や理念を参考にしつつ、これまでの我が国の少子化対策の延長線上のない施策を含めて検討する」ということを追記しております。

4ページ目から5ページ目にかけてまして、「社会全体で行動し、少子化対策に取り組む」の部分ですけれども、その中で5ページ目の上から4行目、子育ての重要性について記載するために「子育てとともに、子育ても重要であり」を追記しまして、子供が健やかに育つことができる社会を実現していく必要があるということを書いています。

その次のパラグラフ「少子化問題を世代間対立の問題にしてはならない」の次です。「すべての世代に安心感と納得感が得られる全体世代型の社会保障に転換することを目指し」という部分を追記しております。

最後のパラグラフ「少子化問題や若者の結婚・妊娠・出産・子育てが我が国の社会全体にとって」の部分ですけれども、この社会全体が何であるかということを確認するため

に、その次の部分「一人一人にとっても、地域や企業にとっても」という部分を記載しております。

「 重点的に取り組む課題」の部分です。

こちらにつきましては、従来重点項目を4分野としておりましたけれども、新しく「子育て支援施策の一層の充実」を重点項目に加えています。

「1 子育て支援施策の一層の充実」という部分ですが、全体のパラグラフをつけ加えていまして、「子育て支援の充実は安心して子供を生み、育てることができ、また、子供が健やかに育つことができる社会を実現していく上で不可欠である。家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえながら、子育て現役世代をしっかりと応援していくことは、人々の子育ての希望の実現につながるとともに、若い世代が結婚・出産・子育てに対して夢や希望を持つことにつながるものである。このため、『子ども・子育て支援新制度』の円滑な施行と必要な財源の確保を通じて、地域の子育て支援の質・量の一層の充実を図るとともに、行政、NPO、企業、住民等が連携して子育てしやすい地域づくりを進めていくことが重要である」。この部分を追加しております。

6ページ「3 子育て支援における多子世帯への一層の配慮」の部分です。冒頭に「すべての子育て家庭を支援し」の部分を追加しています。

8ページ目「ライフステージの各段階に応じた支援」の中の教育の部分です。その教育の中の「具体的な取組」の中にありますけれども、1つ目の は、妊娠・出産についての医学的・科学的に正しい知識等の教育・普及啓発ですが、そのの中のポツの部分です。ポツの中の2行目「個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現できるように」の次の「必要に応じ、専門家の意見を取り入れながら」の部分を追記しまして、医学的・科学的に正しい知識を適切な教材としております。

「2 仕事」の中の「具体的な取組」の1つ目の です。「若者の雇用の安定」とありまして、その中に具体的な施策を細かく書き込んでいます。

具体的には新卒者等への就職支援やフリーター等の正規雇用化支援。就職準備段階から就職活動段階、就職後のキャリア形成に至るまでの若者、雇用対策が社会全体で推進されるよう、法的整備を含めた総合的な対策を推進。キャリアアップ助成金の活用等による非正規労働者の正社員化や処遇改善の促進を追記しています。

10ページ目、結婚の中から引き続くものでして、その中の上から6行目の部分です。その前から読ませていただきますと「男女が共に働き、共に子育てができるよう、若い年齢での結婚、出産、子育てがキャリア形成の大きな阻害要因にならないような」の次「働き方改革」の部分を追記しまして、人事・評価制度や両立支援が求められるということで、働き方改革もそこに入れております。

「具体的な取組」の部分の4つ目の 、結婚支援について自治体等の施策ですけれども、ポツの中に「地方自治体、商工会議所、企業等の取組を把握・分析し、より総合的かつ効果的な結婚支援事業が行われるための必要な支援を行う」としております。

11 ページ「妊娠・出産」の中でして、「具体的な取組」の上から3つ目の の中です。「不妊治療への支援」の部分でして、その中のポツの1行目から読ませてくださいと「不妊治療への支援を行うとともに、より早い段階からの治療が効果的であること、不妊の原因は男女どちらにもあり得ること」とありまして、その次の「不妊治療を行っても子供を授かることができない場合があること」を追記しております。

3つ下の「パタニティハラスメントの防止」をこの部分にも記載しております。

次の「非正規雇用の労働者も産休・育休が取得できることに関する啓発等」とありますけれども、その下のポツの部分全体を通して追加しています。「非正規雇用の労働者が育児休業を取得しつつ、継続就業できる雇用環境整備のための具体的な方策を検討する」という部分を追加しております。

続きまして「子育て」の部分です。子育ての「意義・現状」の一番下の行「さらに、子育てに伴う継続的負担について多子世帯や」とありますけれども、その次に「低所得世帯を中心に」を追記しまして、多子世帯や低所得世帯を中心に緩和するとしております。

12 ページ、子育ての「施策の方向性」の中です。2つ目のパラグラフの下から3行目の途中の「また」以下、「また、社会・経済の構造的な変化を踏まえた税制上の配慮の見直しに当たっても、子育てやこれから家族を形成しようとする若い世代への配慮について重点的に検討を行う必要がある」ということで、税制についても記載を加えております。

「具体的な取組」の「子育ての支援の充実」の部分です。こちらについては修正しておりますけれども、内容をわかりやすくするための加筆ですので、御説明は割愛させていただきます。

13 ページの下の方「継続就業/両立支援」の部分です。その2つ目の「男女の学業と子育ての両立支援」です。こちらを新しく追記しておりますして、男女の学業と子育ての両立支援といたしまして「企業・大学等教育機関等において、仕事・学業と子育ての両立ができる環境の整備を促進する」という部分を加えております。

14 ページ「子供の健康と安全・安心」の2つ目の のポツの中の2行目以降です。「指定避難所における施設・設備の整備に努め、災害時に子供を守るための関係機関の連携強化を進める」。こちらを追加しております。

その2つ下の「様々な家族・子供への支援」の部分ですけれども、最後の「困難を有する子供・若者への支援」を追加しております。

「社会・地域・企業における取組」の「1 妊婦、子供や子育てに温かい社会・地域づくり」の中の「施策の方向性」の最初の行です。「企業において、妊娠・出産・子育てを理由としたハラスメントが意識的または無意識的に行われ、女性の継続就業や出産へのモチベーションを下げていると指摘されている」。こちらの文を追加しております。

15 ページ「具体的な取組」の中の1つ目の 、マタニティハラスメントに関する記述の部分です。「いわゆる『マタニティハラスメント』に関する指針の周知徹底及び企業の指導」の1つ目のポツの中身ですけれども、こちらにつきましては、マタハラに該当する内容を

示した指針の周知を従来記載していましたが、指針の周知に加え、さらにわかりやすく具体的な事例を示しての普及活動とわかりやすい事例を示しての普及活動について追記しております。

16 ページ「地域における少子化対策」ですけれども、その3つ目のパラグラフ「子供が生まれると、基礎的自治体にとっては」の部分ですが、この部分を修正しております、「子供が生まれると、基礎的自治体にとっては、子育て支援など財政的負担が大きくなる」。この部分までは同様ですが、以下、「地方自治体が少子化対策を行うことで地方財政の悪化につながることはないよう、地方自治体を支援していくための方策について検討が必要である」と修正しております。

「具体的な取組」の4つ目の を追記しております。「地方自治体において、地域の結婚・妊娠・出産・子育てに関係する施設や団体、企業とも連携し、少子化対策を推進するためのプラットフォームの構築・強化・拡充」を追加しております。

続きまして「企業の取組」の「施策の方向性」の部分です。施策の方向性の2行目の最後の方から、ちょっとわかりにくいのでその前から読ませてくださいと「多くの方が働く場である企業において、従業員が安心して結婚し、子供を生み育てながら働き続けられる環境が整えられることが必要である。そのような職場環境の整備は従業員にとってだけでなく、企業にとっても、人材確保などの観点から重要である」。この部分を追加しております。

17 ページ、こちらにつきましては企業の取組の見える化についての記載です。1行目の後段あたりから「先進事例を他企業へ波及させるための情報共有を進める」。この部分を追加しております。

「具体的な取組」の5つ目 の部分です。この部分を追加しております「企業のワーク・ライフ・バランスや、経営者、管理職、現場職員の働き方改革や意識改革：『イクボス』や『子育て』を尊重するような人事評価」までは同様ですけれども、その後「育児休業取得に対して積極的な企業文化の醸成」を記載しております。

3つ下、有期雇用者についての記載ですが「有期雇用者の出産前後の継続就業への支援」を追記しております。

「4 男性の子育てなどに関する意識・行動」です。こちらの「意義・現状」の2行目からですけれども、こちらに男性の子育て、育休などに対する現状について記載していません。男性の育児休業取得率は2%程度にとどまっており、18 ページ、また、6歳未満の子供を持つ夫の家事関連時間は1日あたり67分で、先進国中最も低い水準であり、共働き世帯でも約8割の男性が全く家事を行わず、約7割の男性が全く育児を行っていないなど低調な状況にあると記載しております。

「施策の方向性」です。3行目あたりからですけれども、妻の就業の有無にかかわらず、男性自身の豊かな人生につながる。これは育児を行うことが男性自身の豊かな人生につながるということです。

その下「男性の育児休業取得率は、現状、低い割合にとどまっているが、これを高めるための実効性の高い方策について検討を進め、男性が育児を行うことを進めることも必要である」。こちらを追加しております。

「具体的な取組」の2つ目の「につきましても追加しておりますして「男性の家事・育児参画の推進と必要な家事・子育て力の向上」を追加しております。

次の「は全体を追加しておりますして「男性の育児休業取得の推進など、男性が育児を行うことを進めるための取組」です。「妻の就業の有無等、個別の状況を踏まえた、男性の育児休業取得率を高めるための実効性の高い方策について検討を進め、男性が育児を行うことを進める。また、育児休業の取得促進などワーク・ライフ・バランスの実現に関する、人事評価等を活用した職場マネジメントのあり方の調査研究及び好事例の情報提供を行う」。

2つ目のポツといたしまして、「男性社員が育児休業を取ったり、育児のための短時間勤務等を行ったりすることを妨げる行為(いわゆる『パタニティハラメント』)がないよう、わかりやすく具体的な事例を示して普及活動や意識啓発を行うとともに、企業に対する指導の強化を行う」ということです。

次の「男性が出産直後から育児を行うことの促進」の部分です。その次のポツの部分を全体追加しています。「配偶者出産休暇などの企業独自の休暇制度の創設の促進や、育児休業の利用促進などを通じて、男性が出産直後から育児を行うことを促す」としております。

その2つ下の「長時間労働の抑制」を追加しております。

19 ページ「5 ワーク・ライフ・バランス」についてです。「施策の方向性」の部分について、評価・転勤・通勤時間を中心に追加しております。「ワーク・ライフ・バランスが実現しない背景には」の次、「仕事の成果よりも長時間働いていることを評価すること」を追加しております。

その3行下、後ろのほうから「子育て期における転勤や」の部分からですが、「転勤や始業・就業時間、休憩への配慮等を含めて考えていく必要がある」。

「頻繁な転勤制度の見直しや、労働時間以外にも仕事に関連する時間として通勤時間も重要であり、長時間通勤問題の検討が必要との指摘もある」。この部分を追加しております。

具体的な取組の中の2つ目の「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方の実現」を追加しております。

「少子化対策のその先に向けて」の「1 目標・フォローアップ」についてです。2つ目のパラグラフですが、冒頭に「結婚、出産、子育てについての人々が自由な選択な決定を尊重することを基本とした上で、その希望がかなうような環境を整備することにより、人々の結婚や子供の数についての希望が増えていくことも考えられる」。こちらの部分を修正、追記しています。

こちらの部分につきましては、本日御欠席の尾崎委員から事務局より御説明いただきました

いということですので、御説明させていただきます。

参考資料がお手元にあると思いますが、3ページの「少子化対策のその先に向けて」の目標の部分についてです。希望をかなえることが大事ということは確かにそのとおりだが、この問題については単に希望がかなえばいいという生やさしい問題ではないのではないかと。2060年出生率1.6になっても1.3人で1人を支えないといけない時代になり、1.8でも1.4人で1人を支えないといけない極めて厳しい時代が到来する。希望自体を上げていく努力も視野に入れざるを得ないのではないかと。こちらは前回の尾崎委員の御発言でございます。

この前回の御発言の御紹介とともに、今回の文案につきましても、希望が増えていくことも考えられるではなく、希望が増えていくことを目指すべきであるという御意見があったことを御紹介させていただきます。尾崎委員からはそういった指摘もありましたけれども、事務局といたしましては、希望が増えていくことも考えられるという案としてお示ししております。

20ページ「少子化対策予算の拡充」の部分です。2つ目のパラグラフの6行目の後方あたりからです。「さらに」以下が追加されております。「さらに、若い人々も含め、すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障に転換することを目指し、子ども・子育て支援など、若い人の希望につながる投資を積極的に行うとともに、子育て世代の支援が充実するような見直しを行っていくとともに、税制の検討に当たっても子育て支援や少子化対策の観点に配慮していくことが重要」という部分が追加されております。

修正点は以上です。

佐藤座長 どうもありがとうございました。

前回の委員の皆さんの御意見、その後、提言案をお送りしてまた御意見を伺ったりしていますので、それを踏まえて、今、御説明いただいたようなところ、特に少子化の現状と展望のところをかなり直していただいていますけれども、それぞれ丁寧に御説明いただいたと思いますが、御提案いただいた案について、さらに御意見などがあれば伺いたいと思いますので、手を挙げていただければと思います。

渥美委員。

渥美委員 すばらしくできばえがいい報告書だと思って感銘を受けました。ありがとうございます。

前もって申し上げればよかったのですが、2点追加で申し上げたいと思います。

1つ目は「男性の子育てなどに関する意識・行動」、ページでいうと17~18にかけての部分なのですが、18ページの「施策の方向性」の後にできれば追加を御検討いただきたいと思います。

この文末に、「少子化対策のその先に向けて」のところにもある文章なのですが、なお、「男性の育児休業取得状況について、例えば都道府県ごとにきめ細やかに把握していくことも考えられる」という文言を入れていただけないかと思えます。

そう申し上げるのは、男性の育休取得率というのは御覧のとおり育児給付金の申請者で

あれば、各都道府県の労働局が把握しています。私はイクメンプロジェクトを厚生労働省で佐藤先生と御一緒させていただいて、厚生労働省に数字を出してほしいと申し上げて、都道府県のデータをいただいています。これが都道府県別に出生数を分母にして男性の育休取得、申請者数というところ、トップは広島県で平均の7倍です。2番が東京です。

ただ、これは括弧書きで考えなければいけなくて、つまり、そもそも企業によっては全国で男性育休取得者がいた場合に、本社の所在地の労働局に全国の男性を申請してしまう。結果的に東京だと全国の男性育休取得者を東京の労働局に申請するということになるので、東京はちょっとそういう点では数字が上がりやすい。

広島についてはもう一つ見方があって、育児休業取得申請者を男女合わせた数字と、その中の男性の割合というのは、東京にしても広島にしても全国から広島県下の某自動車会社が全国の育児休業者取得者を申請したにしても、男性だけが高くなるということはずりあり得ないので、申請者ベースの男性だと割とそこら辺はヘッジできて見られる。これは広島がトップです。平均の4倍です。平均2%なのですけれども、広島は申請者の8%が男性です。東京都は全国並みの2%と今のでも限界はあるのですが見られます。

ただ、この2%という数字と国家目標の13%というところを今後どうやって進捗を見ていくかということで都道府県の数字はきちんと把握したほうがよくて、この項目の下として、育児休業申請者の育休前の勤務所在地、業種、企業規模を把握するというところをもし入れていただければ、ここのところが都道府県別に分析しやすいですし、ある県で育児休業取得者の企業規模別の分析というものをやったのですけれども、これはかなり業種で差が出ます。要は、男性に育休などはとらせないという業界の風土のところは厳然としてあって、そういうところは「見える化」していかないと課題が見えにくいかなと思って、御検討いただけないかと思えます。

もう一つは、19ページ、ワーク・ライフ・バランスの部分なのですが、もし御検討いただければということなのですが、「具体的な取組」に先ほどの佐賀のように企業子宝率をやっている都道府県が10近くあります。今年は福井県で企業子宝率が高いところ、4年もやって企業数が1,000近くになってまとまった数字になってきましたので、企業子宝率の高い企業と低いところで職場状況にどういう差があるのかということで、相関をとったら、きれいに相関が出ているのですが、基本的に労働時間が長いところで低く、有給取得率が高いところで子宝率も高い。もう一つは、離職率が低いところで企業子宝率が高い。これもきれいな相関が出ています。

長時間労働の抑制と年次有給休暇の所得促進はワーク・ライフ・バランスの必須項目で出ているのですが、もう一つ、若年社員の離職率低下に向けた取組の促進というものも入れていただければと思います。雇用が安定しないと転職したらその先で仕事に打ち込まないといけないというところ、結局キャリア形成を優先してライフイベントは後回しにしてしまうということが起きやすいと思いますので、基本的に流動性というものは重要かなと思っているのですが、ミクロの企業規模でいうと、離職率が高い企業はブラック企業と

いったたたかれる状況もありますし、そういった若年社員の離職率低下に向けた取組ということも入れていただければと思います。

以上です。

佐藤座長 ほかには、御意見をまとめて出していただくのは今日だと思しますので、御意見を出していただければと思います。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 ありがとうございます。

論文になりそうならばらしい案をまとめていただきまして、ありがとうございます。私どもの意見がすごく反映されていて、非常に納得する内容でした。

私からは2つお願いがございまして、事前にやりとりさせていただいたものに追加いたしまして、16ページにございます「地域における少子化対策」の「具体的な取組」の中に、14ページ上から4行目「地方自治体において、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に防災知識の普及」というところ、ここにも再掲で入れていただければと思いました。現在、全国15の市町村で災害時の次世代救護という事業が広がっておりますけれども、どこがやるかという、地方自治体がやる。そして、これが少子化あるいは子育て支援につながるということが既にわかっておりますので、14ページの「災害、事故、犯罪から子供を守る取組」以下を具体的な取組の16ページのところに再掲していただきまして、都道府県ごとに取組の現状を把握していく必要があるということを書いていただきますと、地方自治体がやるのだということがより伝わるのではないかと思います。

もう一つは、私が本日配付いたしました東洋経済臨時増刊『WORK AGAIN』ですけれども、この東洋経済はビジネスパーソン向けの雑誌なのでございますが、今回、初めて女性の復職ですとか継続支援などの特集を組んでいただけることになりまして、これもこの検討会に入れていただいて、委員の皆様方から御意見をいただき勉強させていただいたことが結実したのではないかと考えております。

委員の皆様にお配りしている冊子で見ていただきますと、40ページ「日本経済がママたちの活躍を求めている」というタイトルで、少子化、人手不足、働き手不足という内容をきちんと示しております、これはこの検討会で私が勉強させていただいたことをいろいろ反映させていただきました。

今、有効求人倍率は増えていきますけれども、求職が本当に減っております、これからどんどん人手不足、マッチングのミスマッチが起こってくると思われれます。14ページ以降に寄稿させていただいておりますが、女性が仕事か家庭かという二者択一では悩まないように、私は、どんな方にも家族を持つ、子供を持つイコール幸せなのだと思しつけるつもりは全くございませんけれども、子供を持った人が1人だったらもう1人、2人だったら3人と持てるようなサポートすること。そして、子供を持った人がそれで落ちこぼれ感を抱いたりですとか、仕事を失ってしまったとならないような社会への発信、交流が必要なのではないかと思ひまして、本日の御参考になればと思ひまして、お持ちいたしました。

社会への啓発ですとか啓蒙ですとかメディアとの協力ですとか、そういうものをこの提言案の中にもどこか入れられればと思ったのですが、私、アイデアを思いつきませんで、「少子化対策のその先に向けて」という19ページ以降になるかもしれませんが、このような形でもう既に子供を持った方が働ける、あるいは自分の人生を追求できる、いろいろな働き方を選択できるというところがどこかに盛り込めればと思いました。

以上2点です。ありがとうございました。

佐藤座長 どうもありがとうございました。

一部メディアのことも書いてありますが、そこはどこにするか考えさせていただきたいと思います。

ほかには、安蔵委員から先に。

安蔵委員 今、お二人の委員からありましたけれども、本当によくできたと思います。事務局、お疲れさまでした。

ほとんどが入っているので、全部チェックリストをつくればこの後の少子化に対する委員会はやることがなくなるのではないかと思うほどよくできていると思います。

1か所だけマイナーなところなのですが、10ページにいろいろ共働きのこととか記載があるので必要ないかと思ったのですが、文言上のことで、6ページの一番上の重点項目2の若い年齢での結婚・出産のところの下から4行目「男女ともの仕事と子育ての両立」ということもいいのですけれども、私としては男女ともの仕事と子育ての両立という表現ではなく、「結婚、子育てに対して前向きなイメージを持てるよう、若者が共働きでかつ家族構成ができる環境整備等が重要である」と言ったほうが、言葉としては、男女ともの仕事の子育ての両立というよりは、意味は同じなのですけれども、そのほうがいいかと思いました。

そうすると、10ページの一番上と重なるように思うのです。

佐藤座長 結婚、子育てに対して前向きなイメージが持てるような仕事と子育ての両立ですか。

安蔵委員 「持てるよう、若者が共働きでかつ家族構成ができる環境整備等が重要である」と直していただければいいかと思います。

佐藤座長 「男女ともの仕事と子育ての両立」は落としてしまうということですね。

安蔵委員 同じ意味です。

佐藤座長 よろしいですか。

武田委員、お願いします。

武田委員 すばらしくまとめていただきまして、本当にありがとうございます。

1点だけ、3ページ目の「基本的な考え方」のところと、19ページの「少子化対策のその先に向けて、目標・フォローアップ」のところで1点ございます。

今回の大綱の大前提の考え方として、結婚、妊娠、出産、子育ての“希望が実現できていない”方に向けてということがあるかと思いますが、弊社の実施したアンケートなどに

よりもすと、“そもそも結婚自体にメリットを感じられない”ですとか、“結婚を希望しない”という若者が半数以上を占めているというデータがございまして、少子化の大きな問題はここにあるのではないかと考えています。

ですから、「国民の皆様からの意見募集の結果」の中の8ページの目標のところにもございますが、“国民の結婚、出産への希望そのものが高まることも視野に入れて取り組むこと”を目標として明確に入れることを是非御検討いただきたいと思います。

以上です。

佐藤座長 ほかには。

白河委員、どうぞ。

白河委員 本当に皆様おっしゃるように、これを大変すばらしくまとめていただいた事務局の方々に本当にお礼を申し上げたいと思います。

本当にほとんど網羅されていて、細かいところで恐縮なのですが、10ページ目の真ん中の「具体的な取組」のところでマイナーなことなのですが、具体的な取組、地方自治体等における結婚支援とその充実に向けた国の支援のところ、結婚支援事業を行うための必要な支援を行うということなのですが、細かいことですが、まず地方自治体が自分の自治体の支援の対象になる男女の年齢構成や経済状況等を把握し、その地域にあった結婚支援事業、または結婚支援だけではなく、雇用支援が必要な場合も非常に多いので、そういった地域の実情に合った結婚支援を含めた雇用状況など、様々な包括的な支援を行うようにするという形の文言にさせていただければと思います。

実態を把握しないまま婚活イベントだけをやっているところが非常に多く、なかなかそれだと効果が出るのが非常に難しいので、そういった細かな税金の無駄遣いにならないような支援事業のあり方というものが必要なのではないかと考えています。

もう一点ありまして、マタニティハラスメントのところなど細かく入れていただいてありがとうございました。もう一点提案したのが、入ってはいるのですが、ひとり親の支援というものが入っていたのですが、全体のところをワード検索をかけると、離婚という言葉が1つしか入ってなくて、ひとり親という言葉が1つしか入っていないのです。それは多分貧困家庭対策とか子供の貧困対策とか、また別のところになるということは重々承知しているのですが、それも入れておくと、後からひとり親とか離婚された方の家庭の方とか、私たちに関してもきちんと配慮してくれると思ってくださるのではないかと考えております。

ほかのところにあるということは皆様御承知なのだと思うのですが、これだけを見ている人はあまりわからないと思いますので、そういったところがもしあるのであれば、今、8家庭に1組がひとり親で子育てしている現状であるということで、事前に文言としてこういうものをつけ加えたらどうかということをお送りいたしました。

あと、離婚に関しては入れるところがないのですね。どこに入れていいかちょっとわか

らないところがあるのですが、前に私のプレゼンの中で申し上げたような例えば文京区の取組のように、離婚届を出しに来た人に対して必要な窓口を紹介したり、養育費や面会権の取り決めなどを行っているのかという細かいフォローアップをしたりするような取組を先行事例としてよいものを広めていくとか、例えばひとり親というと大体女性が多いのですが、8割の人が養育費をもらっていない状況ですので、養育費を払った父親に関してちょっと税制的に優遇があるとか、何か払いたくなるような施策、本当に具体的なマイナーな取組になりますけれども、そういったものもあつたりしたらいいと思っています。

具体的にひとり親に関しての文言は事務局にお送りしたものがありますので、よろしくお願ひいたします。

佐藤座長 14ページのところの「様々な家族・子供への支援」のところ、前のほうも当然入っているけれどもということですね。

白河委員 もう入ってはいます。

佐藤座長 わかるようにということですね。

ほかには。

大日向座長代理、どうぞ。

大日向座長代理 ありがとうございます。

今、白河委員がおっしゃったことに関連して発言させていただきます。すべての家庭を支援するという事は確かに文言として出ることが大切かと思ひます。その場所ですが、5ページのところで、重点的に取り組む課題として、今回の修正で子育て支援施策の一層の充実を柱立てしていただきまして、大変感謝申し上げますが、新制度が目指している子育て支援の充実はすべての家庭を対象としています。どこの地域に住んでいても、どのような形態の家庭であっても、すべての親が安心して子供を生み育てることができるように環境を整備することが新制度の大きな目的ですので、そこに加えていただけたらありがたいかと思ひました。

以上です。

佐藤座長 確かに5ページのところにもともと新制度の趣旨はそうなので、それを表に出して書くということはあるかと思ひます。それは検討させていただきます。

羽生委員、どうぞ。

羽生委員 6ページの「4 男女の働き方改革 ~特に男性について~」という切り出し方をしてくださって本当にありがとうございます。

これを受け取った方は、今回の大綱の目玉はどこかと思ひながら読むかと思ひますけれども、私の印象ですと主語が女性から男性に変わりつつあるということがひしひしと伝わって、そこが非常にいい大綱になったのではないかと思ひて、大変うれしく思ひております。

そこで、ここの部分で今、ようやく仕事と育児の両立というところでワーキングマザー、

いわゆるワーママというところがメディアにすごく出てきて、ワーママといっても何も珍しくない状況で、非常にいい状況にあります。

ただ、一方でワーパパというのではないのです。パパは大体働いているのが普通だろうということなので、逆にいうと、ワーキングをしていながらパパであるというロールモデル、男性の両立が実現できているロールモデルが少ないというところが割と落とし穴というか、言葉にできていなかったのかと思っています。

ですので、せっかくのこういう大綱の部分で、特に男性についてというところで人事制度ですとか働き方の規制というところで具体的な取組をたくさん書いていただいたので、実態としてはあるのですが、早い段階のところでは育児と仕事を両立している男性のロールモデルを示しながら、男性のロールモデルというところをイクボスというのは管理職だと思うのですが、従業員の若年層と管理職、そういった幅広い世代の両立、男性ロールモデルを示しながらということとをぜひとも入れていただくと、より一層すてきなものと、ワーパパというものが実存するのかという話もよく出てくるのですが、そういったところが見える化されるきっかけになるのではないかと思います。

以上です。

佐藤座長 後ろのほうにはイクメンとか出てくるのだけれども、ここのところは検討させていただきます。

ほかには。土佐谷委員、何かございますか。

土佐谷委員 事務局の方には非常に難しいこととか、細部にわたって作業をしていただいて、当初考えていたものよりも本当にすばらしいもの、全体を通して社会的に将来にわたって発信できる内容になったのではないかと思います。

私としては、一企業に属している中で、皆さんから企業について認識の低さといいますか、この部分については叱咤激励に値すると思うのですけれども、いただいた内容が入っていますし、実際に一企業だけではなくて、企業人として労働者をともに支える部分においては、こういったことをあえてこういった形の中で記載していただく、ないし、こういうタイトルの中で皆さんに読んでいただく。そして、こういうことを各企業、個人、いろいろな方たちが意識していったら変えていくということが、言ってみれば今後の5年とか10年の中で、施策として後押しがいろいろなことで出てくることによってそれが進むという意味では、非常に価値ある内容かと思っています。

あわせて、私ども企業としても、各企業がこういったものを再認識して、今後の中で今、申し上げましたとおり、短期の中でこれを進捗させるということはなかなか難しいこともございます。やはり意識の変革があって、行為も変わって、制度もそれについてくるということになりますので、必ずこれが日本の将来に役立つということを期待して、今回の皆さん方の御苦労と参加した皆さんの御尽力をありがたく思っておる次第でございます。

佐藤座長 どうもありがとうございました。

ほかには。どうぞ。

吉田委員 申し訳ありません。一つ言い忘れたのですが、先ほど宮本参事官が意見募集の結果を読み上げてくださりまして、多子世帯へのコメントが非常に多かったことに驚きました。

私自身も多子世帯の支援というものが重要だと思っております、人口置換水準 2.07 を上回るためには、やはり3人以上生んだほうが得をするという雰囲気を作り立てないと、2人を目指していても2.07には到達しないのではないかと思います。

私ども医療従事者としては、妊娠、出産が女性あるいは男性の健康ですとか寿命ですとか、すごく大きなメリットがあるということを痛感しておりますので、男女のメリットと、6ページに「子育て支援における多子世帯への一層の配慮」と3番目に書いてございますが、こちらに例えば3人以上の子供を持つ世帯を多子世帯と呼ぶという定義づけと、それとともに多子世帯が昔から今に比べて、例えばこの20年、この30年で何%から何%に激減しているとか、俯瞰的な文言を入れていただくことと、経済的理由が原因となっているということで、多子世帯への配慮というよりは優遇というぐらい書いていただいたほうが、配慮というのはすごくわかりにくい言葉のようにも思いますので、この配慮の部分を優遇とする。例えば多子世帯が昔は割と2人目、3人目が当たり前だったのですが、私の子供の周りではもう一人っ子が当たり前で、恐らく私の子供が10年後、20年後に妊娠、出産をしようとする、周りはほとんど一人っ子、お母さんも一人っ子、お父さんも一人っ子、いともいえないという環境の中、今以上に多子世帯が珍しく、マイノリティーになって、より子供の数が周りの雰囲気として減ってしまうのではと危惧いたしますので、この6ページの多子世帯への一層の配慮の部分をもう少し厚みを持たせる、あるいは今回の国民からの御意見は非常にたくさんございましたので、おもんばかりというよりはもう少し支援なり優遇なり、少し強めるとどうかと思いました。

この国民からの御意見というのが非常に切実なものだと受けとめまして、御意見させていただきます。

ありがとうございます。

佐藤座長 優遇と書くか、配慮・支援と書くか、そこは検討させていただきます。ただ、注に実態としてどうかということはあったほうがいいのかもかもしれませんね。

ほかには。

齊藤委員、いいですか。

齊藤委員 感想だけなのですが、とてもよく書き込んでいただいているので、特にこれはということはないです。一言いうとしたら、1985年の男女雇用機会均等法というのは、今まで男性が外で働いて、女性が家庭を守るというシステムから、女性も外で働くという一方向の均等法だったのです。

今回、ここで検討させていただいているのは逆に、男性が家庭の中で均等な機会を持つ、すなわち家庭の中での役割を持つということです。今回の検討の中で随分書き込んでいただいたので、男女にとって、家庭も仕事も均等になってきたかと感じております。

女性が社会に出て、今度は男性が家庭に均等に機会を持つということが、これだけ整備されてきたのはすごくいい方向だと思っています。これをどんどん進めていただければと思います。

佐藤座長 ありがとうございます。

事務局として委員の先生方のこれまでの意見をかなり踏まえて、いいものをつくっていただいているという御評価かと思います。

ただ、今日も幾つかブラッシュアップしたほうがいいかという点を出していただきましたので、それを踏まえて事務局と意見を取りまとめていきたいと思っています。

今日の御意見を踏まえた修正については、一応事務局と私で相談させていただくという進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

佐藤座長 そういう形で、また御相談させていただくところがあれば、御相談させていただく。趣旨がどうですかということもあるかと思いますが、そんな形でこの後の修正はお任せいただくという形で進めさせていただければと思います。

今後、この提言を踏まえて大綱策定ということになっていくと思いますので、その流れについて、事務局から御説明いただければと思います。

武川統括官 長時間の御審議、ありがとうございました。

政府におきましては、今後いただきます提言をもとに、3月末までに政府の少子化社会対策大綱を少子化社会対策会議にかけ、さらに閣議決定する予定でございます。

大綱は政府全体の少子化対策の基本的考え方とともに、今後5年間にわたります各省庁の施策を盛り込むことといたしております。現在は今、いただいている提言案を各省に提示いたしまして、この線に沿って盛り込める施策を各省から提出していただいて、調整しているといった段階でございます。

また、本提言案は総理をトップといたします少子化社会対策会議に報告させていただきたいと思っています。

ありがとうございました。

佐藤座長 それでは、今、御説明があったように、この後、政府のほうで大綱をつくるということで、それについても御説明する機会があるかと思います。

一応、本日の検討会はここまでということで、その御説明させていただく日程についてはまた事務局から調整させていただくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。